

相談室 Q & A

諸手当関係

Q 配偶者の連れ子と養子縁組をしない場合、 家族手当を支給しなくてよいか

再婚した従業員の配偶者の連れ子に対する家族手当に関してお尋ねします。当該従業員が配偶者の連れ子と養子縁組をしない場合、家族手当は支給しないことにしたいと考えていますが、問題でしょうか。
(東京都 C社)

A 家族手当は任意の支給制度であるため、自社の就業規則で支給ルールを確認する。 条件に該当するのであれば、養子縁組の有無にかかわらず支給が必要となる

回答者 吉田 爵宏 よしだ たかひろ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

①家族手当とは

家族手当は、従業員に支給する賃金の一部として、会社が任意で定めている制度です。令和2年人事院勧告の「職種別民間給与実態調査」によれば、75.9%の企業で導入されており、「家族構成等に応じて従業員が生活する上での費用補助」を目的として支給されます。支給条件や支給額は各社で異なりますが、「対象の家族がいれば、1人当たり〇〇円」といった形態が多く見られます。

②支給条件

家族手当の支給に当たり、対象となる家族を定義することとなりますが、法律上の定義をそのまま使用できる以下の2パターンにおいて運用しているケースが一般的です【図表】。

①所得税法上の控除対象配偶者・控除対象扶養親族として申告している家族

年収103万円以内など一定の要件を満たす親族については、所得税法上の控除対象配偶者あるいは

は控除対象扶養親族として申告することができます。この制度により、納付する所得税の算出に当たって、一定の金額分の所得控除が受けられ、所得税の金額が軽減されます。

②健康保険法上の被扶養者として申請している家族

年収130万円未満など一定の要件を満たす親族については、健康保険法上の被扶養者として申請することができます。この制度により、被扶養者の病気・けが・死亡・出産などについても保険給付を受けることができます。

③ご質問のケースにおける考え方

養子縁組とは、民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度です。ご質問のケースにおいては、「養子縁組をしない子」が所得税法上の控除対象扶養親族と健康保険法上の被扶養者としてどのように取り扱われるのかが焦点となります。なお、両制度に共通の考え方として「親族」があります

図表 各制度において対象となる家族の条件

		対 象 と な る 条 件
①	所得税法上の控除対象配偶者	①民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しない） ②納税者と生計を一にしていること ③年間の合計所得金額が48万円以下であること（給与のみの場合は、給与収入が103万円以下）など
	所得税法上の控除対象扶養親族	①配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること ②納税者と生計を一にしていること ③年間の合計所得金額が48万円以下であること（給与のみの場合は、給与収入が103万円以下）など
②	健康保険法上の被扶養者	①直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹であること（同居要件なし） ②上記以外の3親等以内の親族、事実上婚姻関係と同様の配偶者の父母および子（同居要件あり） ③主として被保険者に生計を維持されている人 ④年間収入が130万円未満（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は、180万円未満）であることなど

が、民法725条に基づき「6親等内の血族及び3親等内の姻族」のことを指しています。

[1] 所得税法上の控除対象扶養親族

所得税法上では、控除対象扶養親族の範囲として「親族」を対象としています。配偶者の子は1親等の姻族に該当するため、養子縁組の有無にかかわらず、「親族」に該当します。したがって、その他の生計同一要件、年収要件を満たしていれば、所得税法上の控除対象扶養親族としての申告は可能です。つまり、貴社の家族手当の支給要件が「所得税法上の控除対象者として申告している家族がいること」となっていれば、ご質問のケースにおいても該当しており、家族手当の支給対象となります。

[2] 健康保険法上の被扶養者

健康保険法上では、被扶養者の範囲として「3親等以内の親族」を対象としています。前述のとおり、配偶者の子は1親等の姻族に該当するため、こちらも養子縁組の有無にかかわらず、被扶養者の範囲に該当します。法的な親子関係ではないた

め、同居要件はありますが、その他年収要件を満たしていれば、健康保険法上の被扶養者として申請が可能です。つまり、貴社の家族手当の支給要件が「健康保険法上の被扶養者として申請している家族がいること」となっていれば、ご質問のケースにおいても該当しており、家族手当の支給対象となります。

④最後に

家族手当の支給条件として、「所得税法上の控除対象扶養親族として申告している家族」あるいは「健康保険法上の被扶養者として申請している家族」という要件を定めていけば、どちらも養子縁組の有無に影響を受けないため、家族手当の支給が必要となります。まずは、自社の就業規則において、家族手当の支給要件がどうなっているのかを確認してください。仮に上記以外の支給条件を定めている場合は、家族の定義が曖昧となっていないか、^{そと}齟齬がない表現が使われているかを確認し、必要に応じて就業規則の改定を検討するとよいでしょう。